

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年8月4日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【3号機 原子炉格納容器接点式水位計(L-4)の誤動作について】</p> <p>当直員が免震重要棟集中監視室の監視盤に、3号機 原子炉格納容器接点式水位計(L-4)の異常表示を確認。調査の結果、圧力抑制室圧力の水頭圧換算による計算値がT. P. 9511. 6mmにも関わらず接点式水位計(L-4、設置位置T. P. 10714mm)が動作したため、当該接点式水位計(L-4)の誤動作と推定。接点式水位計(L-4)の校正を行い、問題なく通常値の動作値に復帰したことを確認。</p>	GⅢ	7月29日
2	<p>【陸側遮水壁設備の冷却塔起動操作時における散布水ポンプの不具合について】</p> <p>当直員が陸側遮水壁設備の冷却塔起動操作を行った際、現場盤に散布水ポンプが起動しないことを知らせる警報が発生し、散布水ポンプが起動していないことを確認。隔離処置として、当該ポンプの電源を停止。調査の結果、電気的な異常が見られないことから、原因は異物噛み込みによるモータ固着によるものと推定。予備機を起動し、当該系統の運転への影響はなし。今後、当該ポンプの点検を行い原因を調査予定。</p>	GⅢ	7月29日
3	<p>【地下水ドレン集水設備の現場操作パネルの故障について】</p> <p>当直員が免震重要棟集中監視室の監視盤に、地下水ドレン集水設備の動力制御盤1、2と現場操作パネル間の通信異常を知らせる警報が発生していることを確認。調査の結果、以下の内容を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力制御盤1の現場操作パネルは全く動かず、再起動するも復帰しなかった。 ・動力制御盤2は現場操作パネル間の通信異常が頻発しているため、故障と判断。 <p>当該操作パネルは現場用であり、通常の地下水ドレン集水設備の操作は、免震重要棟集中監視室の操作端末で実施することから、機能への影響はない。今後、当該操作パネルの交換を予定。</p>	GⅢ	7月30日
4	<p>【雑固体廃棄物焼却設備(A)の二次燃焼器バーナ流量計ユニット配管出口安全弁の動作について】</p> <p>当社社員が、2021年7月30日 雑固体廃棄物焼却設備の焼却炉(A)運転中に、当該監視盤に「二次燃焼器バーナA軽油圧力高」警報の発生を確認。現場を確認したところ、二次燃焼器バーナの安全弁が動作したことにより、バーナ燃焼用の軽油が、油受けに排出されていることを確認。排出された油は、約25cm×約25cm×深さ約0.1cmであり、全量が油受けに留まっており、周辺への拡大がないこと、および軽油の排出が継続していないことを確認。また、雑固体廃棄物焼却設備建屋の排気筒ガスモニタ・ダストモニタ指示値、モニタリングポスト指示値等に有意な変動はなく、環境への影響がないことも確認。同日消防署により「油漏れ事象」と判断されたが、2021年8月2日 双葉消防本部との面談にて、当該二次燃焼器バーナの安全弁動作について、当社スタンスおよび今後の対応について説明し「危険物の漏えい事象ではない」と判断された。現在当該設備は、運転を停止しており、今後、二次燃焼器バーナの安全弁が動作した原因を調査し、再発防止対策を講じる。</p>	GⅢ	7月30日
5	<p>【フォークリフト誘導作業中における協力企業作業員の体調不良発生について】</p> <p>協力企業作業員が瓦礫等一時保管エリアE1でフォークリフト誘導作業中に立ち眩みがしたため、救急医療室に入室。救急医療室にて点滴等の処置を受け、様子を見ていたが頭痛が治らなかったため医療機関を受診し、熱中症Ⅰと診断された。</p>	GⅢ	7月30日